

### 『おもろさうし』における神女の招請と対面 ： 第一二と第七のオモロの検討から

澤井, 真代

---

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

50

(開始ページ / Start Page)

263

(終了ページ / End Page)

303

(発行年 / Year)

2023-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00030085>

# 『おもろさうし』における神女の招請と対面

—— 第一二と第七のオモロの検討から ——

澤井真代

## 一 「詞書き」からの指標

琉球王府の宮廷儀礼歌謡集『おもろさうし』には、全二二巻に一五五四首（安仁屋本、尚家本は一五五三首）の歌謡「オモロ」が収められる。全二二巻の成立は三回にわたる編纂によると考えられ、第一の巻は一五三一年（嘉靖十）、第二の巻は一六一三年（万曆四一）、第三以降の巻は一六二三年（天啓三）との編纂年が記載されるが、<sup>〔1〕</sup>現在伝えられるテキストは一七〇九年の首里城火災後に急遽再編纂されたものであることに留意する必要がある。各巻の表題のもとに編まれる個々のオモロを読むにあたっての着眼点としては、各オモロに付される「ふし名」、オモロの歌形、冒頭に謡われる人物の種別（神女（女性祭司）、国王、オモロ歌唱者等）、オモロに謡われる地名、場面に特有の類型

的な表現などがある。また、当該のオモロに出る用語の使われ方は、他のオモロでとられる用語法と比べて特殊か否か、関連するオモロが前後に排列されているか、巻を超えて重複するオモロとの異同はいかなるものかを検討するとともに、『混効験集』『女官御双紙』『琉球神道記』『久米島仲里間切旧記』や碑文記など他の史料の記述や、正書法に基づいて表記されるオモロへの国語学・言語学からの知見、琉球列島各地の方言及び民俗の事例、さらに首里城の構造などを参照し、オモロに謡われる内容の把握に向けて様々な事柄を手がかりに検討を進め、読み解く必要がある。

これらの様々な手がかりにあつて、『おもしろさうし』中の一七か所に付される「詞書き」（オモロの前書き）は、オモロが謡われた時空について考えるうえでとりわけ重要であると考えられる。詞書きには、次に挙げるように、当該のオモロが謡われた儀礼の名や、日時、謡い手など、オモロが謡われた背景についての具体的な情報が記されているからである。

嘉靖廿四年乙巳の年君手摩りの百果報事の時に、八月十九日己の酉日の寅の時に、聞得大君の御前より給申候（『おもしろさうし』第二二四三（六九四）の直前に書かれる詞書き）

この詞書きからは、第二二四三（六九四）のオモロについて、嘉靖二四年（一五四五）乙巳の年に行なわれた「君手摩りの百果報事」という儀礼の時、八月十九日（己の酉日）の寅の時（午前四時頃）

に、聞得大君（琉球王国の神女組織の頂点に立つ女性祭司）が給し申したものであることが分かる。

筆者はこうした詞書きに記載される儀礼実施の日付けに着目し、実施日によってオモロの表現上の特質が異なることについて、これまでに考察を行ってきた（澤井 二〇二一・二〇二二）。すなわち「君手摩り」の「詞書き」が書かれるオモロでは、同年中に数日を置いて実施される「君手摩り」儀礼の「前段」「後段」によって、オモロを構成する言葉が異なってくることを指摘してきた。一方で『おもろさうし』の全巻を見わたすと、「詞書き」が書かれないオモロのなかには、「君手摩り」儀礼の「前段」と「後段」では区別されていた表現が一首のなかに共に出て、いわば「共存」しているものがある。前稿では『おもろさうし』第七の巻の「はひのおもろ御さうし」に収載されるオモロに着目して、表現の共存の問題の一端を検討したが（澤井 二〇二二）、本稿ではあらためて「君手摩り」儀礼の「前段」のオモロ、「後段」のオモロ、及び「君手摩り」の「前段」「後段」の表現が一首のなかに共存する第七の巻内のオモロを取り上げ、オモロ本文の検討に重点を置いて表現の特質について考察を進める。

## 二 「詞書き」の記載―「年」「月」をめぐる

『おもろさうし』中に書かれる一七例の詞書きのうち、一五例は「君手摩りきみてづの百果報事も、がほうじ」という王府儀礼の場で当該のオモロが謡われたことを示すものである。前節に挙げた第二一四三（六九四）のオモロにつく詞書きも、その一つである。「君手摩りの百果報事」とは、「きみ」（君）と呼ばれる身分の高い神女が、手を摩り合わせて祈り、国王の前途を予祝する」（池宮二〇〇八・三七）儀礼と理解される。「君手摩り」の儀礼に関する詞書きの一五例のうち九例は第二二の巻「いろく」のあすびおもろ御さうし」の後半にまとまったかたちで記載される。残りの六例の詞書きは第四と第六の巻に入る。しかし、第四と第六の詞書きが付されるオモロはすべて第二二で「君手摩り」の詞書きを付されるオモロと重複しているうえ、第四と第六の詞書きには儀礼名が記されず、日付けの記載が第一二と一致しない。一方で第一二の詞書きには儀礼名が書かれ、儀礼の日付けに加えて時刻も記載される点で記述が詳しい。さらに第一二では、巻の後半に九つの詞書きが年月日の早い方からほぼ時系列に並べられている。以上から、嘉手苅千鶴子は「君手摩り」の詞書きを検討するうえで第一二の詞書きに着目することの妥当性と必要性を説いており（嘉手苅一九八八・二七八～二八〇）、筆者も前稿に引き続き、第一二の詞書きの検討に基づく考察を行なう。

第一二の詞書きを検討した嘉手苅は、たとえば王国の最高位の神女「聞得大君」の名で謡い出され

るオモロに（聞得大君の御前より給申候）との詞書きがかかることに着目し、「詞書きをもつ神女おもろの冒頭句にうたわれる神女名は、歌唱者である神女の名告りであった」（嘉手苺一九八八・三〇九）と述べる。それぞれのオモロは誰によつて謡われるのか、あるいはオモロの冒頭に置かれる神女や国王やオモロ歌唱者などの人物名は何を意味するのかということとは、謡われたオモロを文字として残すテキストのみからは、厳密には決することができない。しかし、謡われた背景に言及する詞書きの記載を参照すると、少なくとも詞書きの付くオモロに関しては、冒頭に置かれる名前の人物が、冒頭で自らを名告つて謡うという形をもつことが分かる。

また嘉手苺は、第一二の詞書きに記載される日付を表にまとめて整理し（嘉手苺一九八八・三二二～三）、「君手摩りの百果報事」が行なわれた時機について考察している。従来、『中山世譜』巻一の「君手摩神者。天神也。（此神乃國君登位承統。即一代一次出見。祝國君萬歲之壽。二七日訛遊。至今相傳。御唄者。乃其時之訛宣也）」（横山編一九七二・二二）という記事によつて、「君手摩りの百果報事」の実施の時機は国王の即位と深く関わるもの（伊波一九七五・一三二～一三三）、あるいは国王一代に一度行なわれるものと考えられることがあったが（平敷一九八三・八六三）、オモロの詞書きを整理すると、「君手摩りの百果報事」は国王の即位直後ではない時期に行なわれた例もあれば、国王一代に二度行なわれた例もあることが分かり、国王の即位を祝福する必要からの実施という理解のみでは不十分であることがうかがわれる（嘉手苺一九八八・三二二）。

さらに嘉手苺は、「君手摩りの百果報事」が行なわれた月について、早い時期の二例を除いて七例がすべて十月の実施であることに着目している。神女たちが勢揃いし国王のためにオモロを謡う大々的な儀礼が定期的な十月に行なわれたのであるならば、『琉球国由来記』（一七一三年）巻一の「王城之公事」「十月」の記事に載っていてよいはずだが、そこに「君手摩りの百果報事」にあたる記録は見当たらないことから、嘉手苺は「君手摩り」の儀礼はあくまでも不定期に行なわれたことを確認している（嘉手苺一九八八・三二〇）。

「君手摩りの百果報事」が行なわれた時機について、小島璽禮は聞得大君の任職した直後の実施との見解を示している。たとえば第一二の巻の八四番目のオモロ（第二一八四（七三五））に付される詞書きには、尚永王代の万暦六年（一五七八）十月十五日の日付けが記載されるが、これは「第二代の聞得大君、梅南（峯間聞得大君加那志）が一五七七年九月二十七日に没した翌年で、第三代の聞得大君、尚元王妃の梅岳（真和志聞得大君）が任職した直後」（小島二〇〇〇・一五九）であると指摘される。同様に第一二一八九（七四〇）のオモロに付される詞書き中の「君手摩り」儀礼の日付けである、尚寧王代の万暦三十五年（一六〇七）も、聞得大君の「先代の梅岳が一六〇五年に没した二年后で、次の第四代の聞得大君、尚永王の次女の月嶺の任職直後」（小島二〇〇〇・一五九）の時機にあたるという。

これをふまえ小山和行は、歴代の聞得大君の生没年と先代への服喪期間を家譜資料などから割り出

し、聞得大君の任職の時期を整理し、第一二の巻内の詞書きに記される「君手摩り」儀礼の実施の時機について、代々の聞得大君の任職の直後であることが確からしいことを確認している（小山一九九二・三三二〇～三三二二）。さらに伊從勉も『女官御双紙』『王代記』と家譜資料から王族神女の就任時期を特定し、「君手摩り」儀礼の実施時期と照合して、「君手摩りの百果報事」を「新任の王族神女が国王に王国を統治する靈力を献上し王位を祝福する一連の儀礼の最終ステップ」としている（伊從二〇一・一一一）。

以上より、『おもろさうし』第一二の巻の詞書きに記される「君手摩りの百果報事」の実施日、実施の時機とは、最高位の神女聞得大君をはじめとする、王府の高級神女の就任の時機に連動するものと考えられる。ただし、本儀礼は新任の神女を祝福することに主眼があるのではなく、あくまでも「新しく生まれた神女の強い靈力で王の靈的な力を強化する」（池宮二〇〇八・三七）ことに重点が置かれていたと考えられる点に留意する必要がある。

### 三 「詞書き」の「日」の前・後

前節で見たように、先行研究では『おもろさうし』中の詞書きに記載される「君手摩り」儀礼実施の日付けをめぐる、「年」「月」への着目から、「君手摩り」の儀礼は不定期の年度に行なわれたこ



と、実施は十月が多いこと、国王の即位に合わせて一代に一度実施されるのではなく、新しい聞得大君や高級神女が就任したタイミングで実施された可能性が高いことが明らかにされた。これらをふまえながら本研究では、詞書きに記載される日にちに着目する。次の「表1」では、第二二の巻内の詞書きに書かれる日付けの早いものから順にオモロの番号を並べている。一見して分かるように、君手摩りの百果報事は萬曆十五年（一五八七）を除いて同じ年に二回にわたって行なわれており、「表1」では同年で日付の早い方を「前段」、遅い方を「後段」とし、それぞれのオモロの謡い出しの神女名を記載している。

表中、④・⑦・⑨・⑫・⑬・⑮・⑯のオモロの直前には詞書きは無いが、これらのオモロには一、数首前のオモロの直前に置かれる詞書きの内容がかかっていると考えられるため、「詞書きに書かれる日付と時刻」を括弧に入れて示している。

④第一二一八三（七三四）は、③第一二一八二（七三三）の直前の詞書きに書かれる「君加那志のみ御前より給申候」を受けた、神女「君加那志」のオモロと考えられる。③も「君加那志」を謡い出しとするオモロであり、「君加那志」のオモロが二首並んでいる。「煽りやへ」を謡い出しとする⑦第一二一八五（七三六）は、⑥第一二一八四（七三四）の直前に置かれる詞書き「聞得大君のみ御前、煽りやへのみ御前より給申候」を受けたオモロ、「首里大君」を謡い出しとする⑨第一二一八七（七三八）は、⑧第一二一八六（七三七）の直前に置かれる詞書きの「差笠のみ御前、首里大君の御

前より給申候」を受けたオモロと考えられる。

⑫ 第一二一九〇（七四一）の謡い出しの「大君」は聞得大君と考えられ、⑪ 第一二一八九（七四〇）の直前に置かれる詞書きの「聞得大君のみ御前より給申候」がかかると考えられるが、この詞書きに「煽りやへ」への言及が無いため、⑬ 第一二一九一（七四二）の位置づけが問題になる。これについて嘉手苺千鶴子は、オモロの排列に留意して「この一首だけがまわりと無関係であったとは考えがたい」と述べるとともに（嘉手苺一九八八・三二三）、⑬ 第一二一九一（七四二）を含めると、前後のオモロに謡われる神女のメンバーが萬曆六及び十五年の尚永王代の「君手摩りの百果報事」のメンバーと全く同じになることから（嘉手苺一九八八・三二三）、第一二一九一（七四二）も「君手摩りの百果報事」のオモロとみており、本稿でもこの見解にしたがう。

「首里大君」の名で謡い出される⑮ 第一二一九三（七四四）、精ん君の名で謡い出される⑯ 第一二一九四（七四五）には、⑭ 第一二一九二（七四三）の直前の詞書きの「差笠のみ御前、首里大君のみ御前、精ん君のみ御前より給申候」がかかると考えられる。

詞書きに記される日付けの順にオモロを並べた「表1」からは、歌番号としては先に置かれる⑤ 第一二一八一（七三一）のオモロよりも、③ 第一二一八二（七三三）、④ 第一二一八三（七三四）のオモロのほうが早い日付けの「前段」で謡われたことが分かる。それは、⑤ 第一二一八一（七三一）が聞得大君のオモロだからであり、⑤は「後段」の日付けの詞書きがつくオモロでありながら、神女の

なかで最高位という聞得大君の地位への留意から、『おもろさうし』第一二の巻のなかで嘉靖廿八年（一五四九）の「君手摩り」儀礼のオモロの冒頭に置かれたと考えられる（嘉手苅一九八八・三〇九）。なお、尚永王代・尚寧王代の「君手摩り」儀礼のオモロ（⑥～⑩、⑪～⑯）にあらわれる五人の高級神女の「聞得大君」「煽りやへ」「差笠」「首里大君」「精ん君」という順序は、『おもろさうし』の巻の順序（第一・三の巻名に「聞得大君」、第四の巻名に「煽りやへ・差笠」、第六の巻名に「首里大君・精ん君・君加那志・百度踏み揚がり・君の頂」）にみられる神女の順序と一致するとともに、『女官御双紙』の下巻に記載される高級神女（「三十三君」）の順序とも一致する（嘉手苅一九八八・三〇九～三一〇）<sup>3)</sup>。

表1 「君手摩り」儀礼の「前段」「後段」

	前段・前の日付け・後段・後の日付けの別。謡い出しの神女名。	オモロの番号	詞書きに書かれる日付と時刻、関係する国王
①	前段 聞得大君	一二四三（六九四）	嘉靖廿四年（一五四五）八月十九日 寅の時（午前四時）、尚清
②	後段 聞得大君	一二四四（六九五）	嘉靖廿四年（一五四五）八月廿五日 午の時（正午）、尚清
③	前段 君加那志	一二八二（七三三）	嘉靖廿八年（一五四九）十月十三日 午の時（正午）、尚清

⑭	後段 差笠	一一九二(七四三)	萬曆三十五年(一六〇七)十月十五日 丑の時(午前二時)、尚寧
⑬	前段 煽りやへ	一一九一(七四二)	(萬曆三十五年(一六〇七)十月十日 丑の時(午前二時)、尚寧
⑫	前段 大君	一一九〇(七四一)	(萬曆三十五年(一六〇七)十月十日 丑の時(午前二時)、尚寧
⑪	前段 聞得大君	一一八九(七四〇)	萬曆三十五年(一六〇七)十月十日 丑の時(午前二時)【第四代聞得大君月嶺の 就任に關係するか】尚寧
⑩	前段 精ん君	一一八八(七三九)	萬曆十五年(一五八七)十月十八日 申が時(午後四時)、尚永
⑨	後段 首里大君	一一八七(七三八)	(萬曆六年(一五七八)十月十九日 時刻の記載無、尚永
⑧	後段 差笠	一一八六(七三七)	萬曆六年(一五七八)十月十九日 時刻の記載無、尚永
⑦	前段 煽りやへ	一一八五(七三六)	(萬曆六年(一五七八)十月十五日 時刻の記載無)、尚永
⑥	前段 聞得大君	一一八四(七三五)	萬曆六年(一五七八)十月十五日 時刻の記載無【第三代聞得大君梅岳の就任に 關係するか】尚永
⑤	後段 聞得大君	一一八一(七三二)	嘉靖廿八年(一五四九)十月廿一日 時刻の記載無、尚清
④	前段 君加那志	一一八三(七三四)	(嘉靖廿八年(一五四九)十月十三日 午の時(正午))尚清

⑮	後段 首里大君	二二一九三（七四四）	（萬曆三十五年（一六〇七）十月十五日 丑の時（午前二時）、尚寧
⑯	後段 精ん君	二二一九四（七四五）	（萬曆三十五年（一六〇七）十月十五日 丑の時（午前二時）、尚寧

#### 四 君手摩りの百果報事「前段」「後段」の表現

##### ① 「前段」の表現―神女の招請

「表」に整理したように、同年中に数日を空けて「前段」と「後段」の二回にわたり行なわれた「君手摩りの百果報事」について、各段で謡われたオモロを読むと、前・後段に表現上の明らかな違いがあることが分かる（澤井二〇二二・二〇二二）。筆者はこのことに着目し、前稿では「君手摩り」の詞書きのかかるオモロの全文を挙げて前段と後段のそれぞれに固有の表現を指摘する表を提示した（澤井二〇二二・六九～七三）。<sup>4</sup> 本稿では、オモロの本文への具体的な検討から、前段・後段のそれぞれのオモロの表現の特色をまとめておきたい。

まず前段のオモロでは、「君手摩り」の儀礼を行なうことに向けた準備が謡われると考えられる。とくに第一二―四三（六九四）や第一二―八九（七四〇）に謡われるように、神女を集め、男性官人を揃え、長い間行なわれていない「君手摩り」の儀礼を行ないたいとの旨を国王が「御言」として示すことが（島村 二〇二二・六九）、前段の表現上の特色として挙げられる。たとえば第一二―四三

(六九四) のオモロは次のようになって<sup>(5)</sup>いる。

一二―四三(六九四) おしかけが節<sup>か</sup>

一 聞得大君<sup>きこま</sup>ぎや

末<sup>すへ</sup>選<sup>え</sup>びやり 降<sup>お</sup>れわちへ

〔按<sup>あ</sup>司<sup>し</sup>襲<sup>お</sup>いしゆ 君<sup>きみ</sup>ぎやせぢ 持<sup>も</sup>ちよわれ〕

又 鳴<sup>な</sup>響<sup>び</sup>む精<sup>せ</sup>高<sup>たか</sup>子<sup>こ</sup>が

真<sup>ま</sup>末<sup>ま</sup>願<sup>ねが</sup>て 降<sup>お</sup>れわちへ

又 いけな君<sup>きみ</sup> 揃<sup>そろ</sup>へて 成<sup>な</sup>り子<sup>こ</sup>神<sup>かみ</sup> 集<sup>あ</sup>へて

又 年<sup>とし</sup> 八<sup>はち</sup>年<sup>ねん</sup> 成<sup>な</sup>るぎやめ

おぼつ嶽<sup>たけ</sup> おきやつめ

又 吉<sup>き</sup>日<sup>にち</sup> 八<sup>はち</sup>年<sup>ねん</sup> 成<sup>な</sup>るぎやめ

かぐら嶽<sup>たけ</sup> おき(や) つめ<sup>(5)</sup>

一 聞得大君(の神靈)が

末裔<sup>すへ</sup>を選<sup>え</sup>んで降<sup>お</sup>りて

〔国王こそは神女のセヂ(靈力)を持<sup>も</sup>ちたまえ〕

又 名<sup>な</sup>高<sup>たか</sup>い精<sup>せ</sup>高<sup>たか</sup>子<sup>こ</sup>(の神靈)が

真<sup>ま</sup>の末裔<sup>ま</sup>を願<sup>ねが</sup>つて降<sup>お</sup>りて

又 いけな君<sup>きみ</sup>を揃<sup>そろ</sup>えて 成<sup>な</sup>り子<sup>こ</sup>神<sup>かみ</sup>を集<sup>あ</sup>めて

又 年<sup>とし</sup>が八<sup>はち</sup>年<sup>ねん</sup>になるまで

おぼつ嶽<sup>たけ</sup> お掴<sup>つか</sup>まえ

又 吉<sup>き</sup>日<sup>にち</sup>が八<sup>はち</sup>年<sup>ねん</sup>になるまで

かぐら嶽<sup>たけ</sup> お掴<sup>つか</sup>まえ

(かぐら嶽の神の守護を受け)

- 又 按司襲あんじおそいが御言おこと
- 又 君手摩きみてづり 問遠まとさ
- 又 王わうにせが御言おこと
- 又 見物遊みものあそび 問遠まとさ
- 又 大たころ達 揃そろへて
- 又 守もり合やへ子達こた 集あへて
- 又 君きみいきよい このめ
- 又 主使ぬしつかい このめ
- 又 使つかいて、よ知しられ
- 又 御言おことで、よ知しられ
- 又 赤口あかくちやが 結よい付つき
- 又 おぼつ嶽たけ 鳴響とよで
- 又 按司襲あんじおそいが御言おこと 大君きみに撓しなて
- 又 国王の御言葉は
- 又 君手摩きみてづりが長い間ない
- 又 王わうにせの御言葉は
- 又 見事な神遊かみことあそびが長い間ない
- 又 大たころ達 (高官) を揃そろえて
- 又 もりやへ子達こた (高官) を集あめて
- 又 神女の招請まねがひを計はからえ
- 又 神 (神女) の招待まねがひを計はからえ
- 又 王の招請まねがひだと申し上げよ
- 又 王の御言葉 (命令) だと申し上げよ
- 又 赤口 (火の神) がとり結よんで
- 又 おぼつ嶽たけが轟とよいて
- 又 国王の御言葉は 大君神女と調和して

先行研究で指摘されたように「君手摩りの百果報事」が新たな聞得大君の就任に際しての儀礼であつてみれば、このオモロの第一節は、代々の聞得大君に就任した神女に降りる聞得大君の神霊が、

新たな「末裔」となった神女（聞得大君）の身体を選んで天上世界から降りることを謡っていると考えられる。本オモロでは、第三節で「いけな君」「成り子神」という言葉が出てくるが、これらともオモロにしばしば謡われる「さしふ」「むつき」という言葉は、神霊が降りる先の女性を指すと考えられる。仲原善忠はこれらの言葉を検討し、オモロにおける神女と神霊の関係について、「地上の神女たちは、天上の神々のサシブ（対語ムツキ）で、彼女等は神のサシブであると同時にナリキヨ（対語イケナ）ともいう」と述べ、「サシブ」とは、「神の指名をうけた人の意味か」とし、「ムツキ」とは「物つき、君真物のような物がつく人の意か」とし、「ナリキヨ（対語イケナ）」は、「世界なり」というオモロの「聞書」（原注）をふまえて「現世の人の意、神になる（成るか、化する）人」、「イケナキヨが、この世界の人、生身の人」と述べており（仲原 一九五七・九三）、参考になる。すなわち、「神の指名」を受けるサシブ、神霊がつくようなムツキとしての、地上で神霊を受ける器としての神女に、天上から神霊が降りると、神女は地上、現世において、生身の人ながら神霊そのものとなり、それがイケナ、ナリキヨと呼ばれるという考え方である。島村幸一も『混効験集』とオモロの「聞書」をふまえて、「いけな」はさしふ・むつきに君々の神霊が憑いた神女達（君やさしふ等）が、人々の前に現れた状態を意味した語だと考えられる」（島村 二〇二二・六七）と述べている。

第二節では、「聞得大君」を「鳴響む精高子」と、「末選びやり」を「真末願て」と言い換えて謡い、第一節とともに二節で対句をつくっている。括弧（ ）に入れて示している、各節で繰り返し



れると考えられる反復部では、国王こそが、神女からの霊力（「セヂ」）を手にすることが謡われる。

第三節の「いけな君」「成り子神」は、先の仲原善忠・島村幸一の解釈を参照すると、聞得大君の神霊を受けて神霊そのものとなつてこの世界に現われている神女のことを言うと考えられるが、注意を引かれる点は、「いけな（君）」「なりきよ（神）」という言葉が、「君手摩り」の前段のオモロのみに出て、後段のオモロには出ないことである。その理由は不明であるが、神霊を受けた神女が神霊そのものとして現実世界に揃つて現われることが、儀礼の準備を謡う前段に必要な要素としてあるといふことだろうか。また、本オモロで「いけな」に「君」がつくのは、謡い出しが神女の最高位にある聞得大君であるためと考えられ（島村 二〇一二・六七）、聞得大君以外の神女のオモロでは、「いけな」となることが多い。<sup>(?)</sup>

第四・五節の「又年 八年 成るぎやめ おほつ嶽 おきやつめ 又吉日 八年 成るぎやめ かぐら嶽 おき（や）つめ」の部分と、第六・七節の「又 按司襲いが御言 君手摩り 間遠さ 又 王にせが御言 見物遊び 間遠さ」の部分は、本オモロの場合は「おほつ嶽 おきやつめ」の意味がとり難いものの、八年にもなるまで「君手摩り」の儀礼が行なわれていないといふことを述べる、前段に特色深い詞章の一つであり、「君手摩り」が長い間ないので行なおうという国王の「御言葉」が示される部分である。「君手摩り」を待ちわびるようなこの一連の表現も、「いけな」と同様、「君手摩り」後段のオモロには出ず、前段のみに出る。

なお、「おきやつめ」は『おもしろさうし辞典・総索引』で「未詳語。隠しとじこめておくことか」(仲原・外間 一九六七・七〇)とされるが、池宮正治はより踏み込んで、「おきやつめ」という語は元の形に直すと「おかつみ」また「おかつめ」で、「お」は接頭語、「かつめ」は神が掴むという意の敬語である。神の加護を受けることを言い、現在でもユタなどが「ウカチミ」といつて残り、使っていることばである(池宮 二〇〇八・四〇)という語釈を提示している。『沖繩語辞典』には「Yukajimi(ウカツイミ) 特定の仏が特定の人の運命を加護し、左右していること。おつかまえの意。人の生年の十二支の別によってそれぞれ仏が異なる。たとえば寅年の人のYukajimiは田覚寺の仏、子の年の人のそれは観音堂の仏のようになっており、Yugan(祈願)をする場合は、それぞれのukajimiの寺院へ行く」(国立国語研究所編 二〇〇一・五四九)と書かれており、特定の属性を持つ人に対して特定の神が加護することを「お掴まえ」と言うようである。「おぼつ嶽」「かぐら嶽」は首里王府の「お掴まえ」であるということか。

男性官人を揃え、集めて、神女の招請を計らえと謡う第八・九節の「又大ころ達 揃へて 守り合へ子達 集へて 又君いきよい このめ 主使い このめ」も、「君手摩り」の前段に固有の表現と見える。第四節から第九節までの表現と同様の表現は第二一八九(七四〇)にも、「又年 八年 成るぎやめ 吉日 八年 成るぎやめ 又君手摩り 間遠さ 見物遊び 間遠さ 又大ころ達 集へて もりやへ子達 揃へて 又君いきよい 実に 有れ 神使い だに 有れ」(島村

二〇一二・六三)と謡われており、島村幸一はこの一連の表現を、二回にわたって行なわれる儀礼のうち「最初の「君手摩り」で謡われるものとして着目したうえで、「君手摩り」を行う国王の「御事(御言葉・御命令)」を示して始まる神迎えの表現、男性が祭りの準備をして神(神女)を招くという祭祀の叙事と理解できる表現」と述べている(島村 二〇一二・六九)。

第一〇・一一・一二節では、「君手摩り」の実施を望む国王の「御言葉」が、「火の神」を介しておぼつ嶽に届き、おぼつ嶽に居る間得大君の靈格にも届くところとなって、儀礼の実施に向けて国王と間得大君の意識が調和することが謡われていると考えられる。国王の言葉が火の神を媒介として、火の神に「結び付いて」神女に届けられることを謡うこの部分の表現も、第二一八九(七四〇)と類似している(「又赤口が 結び付き てだ神達 鳴響で 又照るかはむ 誇て いちろ子む 誇て」(島村 二〇一二・六三～六四))。

以上、「君手摩り」の「前段」のおモロについては、長い間行なわれていない「君手摩り」が待ち遠しいという国王の「御言(言葉)」を受けて、男性官人が集められ神女の招請が計画されるという、儀礼の準備を叙述する表現を、「後段」のおモロに対する特色として指摘することができる。

## ② 「後段」の表現―神女の対面

「君手摩り」「後段」のおモロの表現上の特色は、「あまこ 合わちへ 拝ま 御顔合わちへ 手摩

ら」(第二二四四(六九五))、「又よか七日遊で あまこ合わちへからは 又吉日七日遊で 御顔合わちへからは」(第二二八一(七三三))、「又聞得大君ちよ 十声 遣り〔交わちへ〕 又鳴響む精高子と ゑりちよ 遣り交わちへ」(第二二八六(七三七))という、神女の「対面」が謡われる点にある。

一一四四(六九五) かぐらとよでが節

一 聞得大君ぎや 鳴響む精高子が

〔さしふ 降れ直ちへ〕

又 おぼつ吉日 取りよわちへ 大島きら 直ちへ

又 かぐら吉日 取りよわちへ たきよりきら 直ちへ

又 按司襲いが御言 王にせが御言

又 大きみは宣立て、 君々は宣立て、

又 あまこ 合わちへ 拝ま 御顔合わちへ 手摩ら

又 赤口か 結い付こ せらちへんに 鳴響で

又 げらへ大ころ達 按司襲いに よ知られ

又 君々きみぎみも誇ほこて 主々ぬしぬしも誇ほこて

第二二四四（六九五）は、前節で挙げた第二二四三（六九四）が謡われる「前段」の六日後の「後段」で謡われたオモロである。第一節から第五節までは、聞得大君が「さしふ」に正しく降り、儀礼の吉日が取られ、国王の「御言」が示され、聞得大君、神女たちが祈って「君手摩り」が始まるまでの経過が謡われていると考えられる。そこで開始された「君手摩り」のなかで、「又あまこ合わちへ 拝ま 御顔合わちへ 手摩ら（顔を合わせて拝もう 顔を合わせて祈ろう）」ということが謡われている。「あまこ」は『おもろさうし』の「聞書」（原注）に「目と目と見合す事なり」（第二二一八）とあり、従来、「目」と解釈されてきたが、池宮正治は「あまこ」が「みかおう（御顔）」と対語になっていることから、本土古語で素顔を意味する「あまがほ（尼顔）」と関わる「顔」を指す語ではないかと述べており（池宮 二〇〇四・二八）、本稿でもこの考え方にしたがって、「あまこ 合わちへ」を「顔を合わせて」と捉えている。

この表現で「顔を合わせて」と謡われるのは、聞得大君と国王であると考えられる。「顔を合わせ」とは、池宮正治によると、聞得大君が「祭儀のなかで王に対面して祝福する所作」（池宮 二〇〇四・二八）ではないかということである。聞得大君と国王とが対面し、顔を合わせるなかで、「拝ま・手摩ら」と、祈願が行なわれることが謡われていると考えられる。

同様の表現は嘉靖二十八年（一五四九）の詞書きが付される第二一八一（七三二）にも出てい  
る。

二一八一（七三二）

一 聞得大君ぎや おぼつせぢ 降ろちへ  
〔按司襲いよ見守て 君々や おぼつより帰ら〕  
又 鳴響む精高子が かぐらせぢ 降ろちへ  
又 聞ゑ按司襲いや 君よ 誇りよわちへ  
又 鳴響む王にせか 神このみしよわちへ  
又 よか七日遊で あまこ合わちへからは  
又 吉日七日遊で 御顔 合わちへからは  
又 君々む誇て 見物遊び珍らしや

冒頭で聞得大君が天上世界のおぼつ・かぐらの靈力（「セヂ」）を降ろすことが謡われる。反復部で  
は、神女たちは国王を見守るために天上世界からこの世界に帰ろうと謡われる。国王は神女の現世へ

の出現を喜び、神女の招請、儀礼の実施を計画し、儀礼の実施に至る段となつて、第五・六節目で「又よか七日遊で あまこ合わちへからは 又吉日七日遊で 御顔 合わちへからは」と謡われると考えられる。先の第一二―四四（六九五）もそうであったが、儀礼の準備から開始、実施への流れを叙述するなかで、「あまこ・御顔」を「合わちへ」という表現によつて、実施される儀礼で成すべきこと、至るべき状態、あるいは成されたことが表現されるのだろうか。すなわち、「君手摩り」を行なうことによつて、聞得大君と国王が顔を向き合わせ、身心ともに対面することが、儀礼の核心としてあるために、それが儀礼の遂行を象徴する表現として、この「後段」に謡われると考えられるだろうか。

萬曆六年（一五七八）の詞書きが付される次の第一二―八六（七三七）では、神女同士が「十声」「ありちよ」と呼ばれる「聖なる声、言葉」（島村 二〇一〇…三二三）を「遣り交わす」ことが謡われている。

一二一八六（七三七）

- 一 聞きこゑ差さす笠かさが 末すへ 尋とめて 降おれわちへ  
〔きららのかず 按あ司ち襲おそい 守まら〕

又 鳴響む大君ぎや 真末 願て 降れわちへ  
又 聞得大君ぢよ 十声 遣り「交わちへ」  
又 鳴響む精高子と ゑりちよ 遣り交わちへ  
又 按司襲いと 十百末 君相応て ちよわれ

このオモロでは、最初に「差笠」の霊格が「末裔（「末」）となる身体（神女）を探して降りてきて、現世に顕現すると謡われると考えられ、次にその「差笠」が、聞得大君と「十声・ゑりちよ」を「遣り交わ」すことが謡われる。「十声・ゑりちよ」を「遣り交わ」すという「聖なる声の交感」は、「神女の霊的な力を充溢させる」ものであり、霊的な力の充溢によって、神女は国王（按司襲い）を守護する力を一層持つことになる、鳥村幸一は述べる（鳥村 二〇一〇・三一三）。

すなわち、「君手摩り」儀礼に際して神女がこの世に現われ、現われた神女たちは聖なる声・言葉を遣り交わすことによつて霊力を充溢させたうえで、国王を守護することが謡われている。声を遣り交わす神女を謡う表現も、先のオモロでの「顔を向き合わせる」表現とともに、神女の「対面」の表現として捉えたい。神女同士が対面して聖なる言葉を遣り交わすことは、神女が国王と顔を向き合わせることに、前段」での準備を経て実施される「後段」の儀礼の重要な場面として、謡われていると考えられる。



なお、本オモロのほかにも、第一二の巻では第一二七三(七二四)においても、「首里大君」について「聞得大君と 十声 遣り交わちへ／鳴響む精高子と ゑりちよ 遣り交わちへ」と謡われている。第一二八六(七三七)や第一二七三(七二四)のオモロでは、「差笠」「首里大君」という次の神女が、最高位の神女である聞得大君と「十声・ゑりちよ」を「遣り交わ」すことによって、霊力を得ていると考えられる(島村 二〇一〇・三一四)。それでは、聞得大君自身はどうするのかという点、聞得大君は「てるかは／てるしの」と呼ばれる太陽神と「十声・ゑりちよ」を「遣り交わ」すことによって、霊力を充溢させるようである(島村 二〇一〇・三一四)。聞得大君と「てるかは／てるしの」の「十声・ゑりちよ」の「遣り交わ」しは、第一二の巻では謡われず、第七の巻などで謡われる(澤井 二〇二二)。つまり、聞得大君が次位の神女に霊力を授けることが核心の一つとなっている。「君手摩り」の儀礼とは異なる位相を持つと考えられる儀礼的な場において、聞得大君自身が太陽神「てるかは／てるしの」と対面し、霊力を充溢させるようであり、そうした場の一つは、国王と聞得大君の久高行幸であると考えられる(澤井 二〇二二・六二～六五)。

以上、「君手摩り」儀礼の「後段」では、儀礼の核心を描写する表現としての、神女と国王、また神女同士「対面」の表現を、儀礼を準備する「前段」のオモロの表現に対して特色深いものとして指摘できる。

## 五 表現の共存―第七「はひのおもろ御さうし」のオモロ

前節までに見たように、「君手摩りの百果報事」の詞書きがかかるオモロには、同年同月に数日を置いて行なわれる「前段」と「後段」のそれぞれのオモロに、各段の特色を表わす固有の表現を指摘することができる。前段では儀礼の準備を叙述する表現、後段では儀礼の核心部分と考えられる「対面」の表現が、それぞれの段のオモロの特色となっている。

一方で第一節で述べたように、『おもろさうし』中の「詞書き」が付されない様々なオモロのなかには、「君手摩り」儀礼の「前段」と「後段」では区別されていた表現が、一首のなかに共に謡われて共存しているものがある。そうした「前段」と「後段」の表現をあわせ持つオモロは、これも第一節で述べたように、第七の「はひのおもろ御さうし」の巻に多い。

前節の最後に、「てるかは」と聞得大君の「十声・ゑりちよ」の「遣り交わ」しを謡うオモロが第七の巻に入ることにはふれたが、これも実は「君手摩り」のオモロの語法から見ると異例である。「君手摩り」の詞書きの日付けを指標とすると、「てるかは」は一例を除いて「前段」に出る言葉であり、「後段」に特色深い「対面」表現としての「十声」の「遣り交わ」しの表現とは、段を異にする表現であると言える。「君手摩り」のオモロにおいては区別される、そうした二つの表現が、第七―三（三四七）においては共に出て、共存している（一聞得大君ぎや や、の きく嶽に 上て おわち

へさりよく 「てだ てるかはと 十声 遣り交わちへ 首里杜 ちよわる 吾が 貴み加那志  
守て 守りよわれ」又 鳴響む精高子が。このように第七の巻には、「君手摩り」のオモロでは前  
段・後段で区別されていた言葉が一つのオモロに一緒に出る例が多い。

これは「君手摩り」の詞書きから抽出した指標によってオモロを見る場合に限ったことではない。  
第七の巻におさめられるオモロは様々な観点から「複合性」をもつことが、島村幸一によって指摘さ  
れている（島村 二〇一五・一八五・二〇二〇・七四）。たとえば第七一二（三四六）では聞得大君と  
国王が「パラレルなかたち」（島村 二〇一五・一八五）で謡われる。また第七一五（三四九）は琉  
球の夏と冬の二つの季節が謡われる点で、「数種のオモロが接合されてきたような印象を受けるオ  
モロ」（島村 二〇二〇・七四）となっている。このように様々な面から表現の「複合性」「複数性」  
を内包するオモロを多く収める第七の巻の特質のなかで、「君手摩り」の「前段」と「後段」の表現  
をあわせ持つオモロを捉える必要がある。

七一九（三六三） いべのいのりが節ふし

一 聞得大君きこえおほきみぎや 末すへ 尋とめて 降おれわちへ  
〔成なさい子こ思おもい按あん司じ襲おそい 御み顔かお 合あわちへ おもかしやど 実げに ある〕

又 鳴響とよむ精高せだか子が 真末ま 尋とめて 降おれわちへ  
 又 成なさい子思あぢい按司あぢ襲おそい 百歳ひゃくざい 成なるぎやめむ 面おも変わり しよわるな  
 又 吾あがかい撫なで按司あぢ襲おそい 百年ももと 成なるぎやめむ なわわかわり しよわるな  
 又 年とし 三年とほ 成なるぎやめ きら直なおさ 取とるぎやめ 見物みんぶ遊び 間遠まぢうさ  
 又 年とし 四年とほ 成なるぎやめ 吉日よしか直なおさ 取とるぎやめ 国鳴響くにとよみ 間遠まぢうさ  
 又 おぼつ君々きみくや 大君おほきみは 祈いのて 首里しゅり杜と 降おれ欲ほしや  
 又 かぐら神々かみくや 精高せだか子は 宣のだて 真玉またま杜と 降おれ欲ほしや  
 又 園比屋武そのひやぶ 金比屋武かなひやぶは 杜もりくすく げらへて あまれ子この そこらしや

このオモロの反復部で謡われる「成さい子思あぢい按司あぢ襲おそい 御顔 合あわちへ」の部分は、「君手摩り」のオモロであれば「後段」の「対面」の表現にあたる。一方、第五・六節の「又年 三年 成なるぎやめ きら直なおさ 取とるぎやめ 見物みんぶ遊び 間遠まぢうさ 又年 四年 成なるぎやめ 吉日よしか直なおさ 取とるぎやめ 国鳴響くにとよみ 間遠まぢうさ」は、神遊びがしばらくの間行なわれておらず待ち遠しいことを謡う、儀礼準備に向けた「前段」に特色深い表現である。このように、「君手摩り」であれば「前段」「後段」で別々に出るようなこれらの表現が、第七—一九（三六三）のなかに共に出ている。しかも「対面」の表現が各節で反復部として繰り返されることは、第七—一九（三六三）のオモロにおいて、「儀礼準備」と

「対面」の二種類の表現の対比を際立たせるものとなっていると言ふことができる。<sup>10)</sup>

このオモロでは、まず第一・二節で聞得大君が現世に降りてくることが謡われる。次の対句のうち、第四節の「なわ変わり」は意味が取り難いが、第三節では国王に向けて、百歳になるまでも面変わりせず、若々しくいてほしいと謡われる。続く第五・六節で、神遊びがこしばらく行なわれていないので待ち遠しいと謡われる。第七・八節は、天上のおぼつ・かぐらの神々が、聞得大君の祈りによって、首里杜・真玉杜に降りたがっていると謡われているのだろうか。最後に、首里城の祭場をつくり整えることと、そこに降りてくる方の喜ばしさが謡われる(外間 二〇〇四・二五二～二五三)。

第七・八節の「降れ欲しや(降りたい)」で「おぼつ」の神々がこれから首里杜・真玉杜に「降りたい」という願いを謡っているとすると、このオモロは儀礼の最中ではなく、何らかの儀礼の事前に謡われるものだったと考えられるだろうか。そうすると最終節も、これから行なう儀礼で降臨することになる神霊の喜ばしさを前提として、首里城内の祭場を整えることを謡うようにみえる。本オモロは、「君手摩り」の儀礼の「前段」よりもさらに前の段階の儀礼かどうか、あるいは「君手摩り」とはまったく異なる儀礼なのかといったことは、オモロのテキストのみを手がかりとして特定することはできないが、少なくとも本オモロは「君手摩り」のオモロとは異なる方法でつくられている。すなわち「君手摩り」では「前段」と「後段」で区別されている表現が一首のうち一緒に出ている。『おもしろさうし』のテキストから確かに指摘することができる、この表現のあり方を出発点として、

本オモロの背景を探ることを今後の課題としたい。

なお、本オモロの一首前の第七―一八（三六二）では、第七―三（三四七）と同様に「聞得大君」が「てだ てるかは」と「十声」を「遣り交わ」すことが謡われている。第七―一八（三六二）を含め、第七―一六（三六〇）から第七―二四（三六八）にかけて「てるかは」がさかんに謡われており、何らかの関連性をもつオモロとして排列されているように見える。第七の巻と第二二の巻における「てるかは」の謡い方、位置づけの違いも含め、今後検討を進めたい。

## おわりに

本稿では、『おもしろさうし』に付される「詞書き」を手がかりに、「君手摩りの百果報事」の儀礼の「前段」と「後段」のオモロにそれぞれ「儀礼準備」と「対面」を謡う固有の表現が含まれることを指摘したうえで、詞書きの付されないオモロには、一つのオモロのなかに「儀礼準備」と「対面」の表現をあわせもつものがあることを、第七の巻に入るオモロを例に指摘した。『おもしろさうし』全二二巻には多様なオモロが収められ、それぞれのオモロが謡われた背景について不明なことは多いが、本稿で着目した「詞書き」の日付けごとのオモロの表現上の区別を一つの指標とすると、前段の「儀礼準備」、後段の「対面」の表現を目安にして、「君手摩り」の「詞書き」が付されたオモロに類

するオモロを指摘し得る可能性があるとともに、前段と後段の表現の一首における共存を目安にして、「君手摩り」の「詞書き」が付されたオモロとは何らかの点で異なる背景をもつオモロを指摘し得る可能性があるのではないだろうか。

「君手摩り」の「前段」と「後段」の表現をあわせもつオモロは、本稿で取り上げた第七の巻のほかにもあり、たとえば第三―二五（一一二）には「君手摩り」であれば「前段」のみに出る「いけな君・なりきよ君」と、「後段」に特色深い「対面」の表現としての「又按司襲いと行き合て あまこ合わちへ 遊で 又王にせと行き合て 御顔 合わちへ 遊で」が共存している。こうしたオモロについてどのように考えることができるのか、引き続き、多様なオモロを捉える指標を検討しながら考察を続けたい。

また、「君手摩り」の後段において儀礼の核心を象徴的に謡うと考えられる対面の表現については、今後、オモロのほかミセセルやオタカベにも対象を広げて検討を進めたい。たとえば「一〇三 おことあはちへ 一〇四 真ことあはちへ」（外間・玉城編一九八〇…二二）〔伊瀬名浜にてのみせ、る〕『女官御双紙』）、「六一」とこゑ 六三 ちりぢよ あわちへ」（外間・玉城編一九八〇…四七）〔右同時（大雨乞之時）比屋定村志村のおひや家おへい并まんせたとまり二而御たかへ言〕『久米仲里旧記』）などのミセセルやオタカベにおける「対面」の表現は、歌謡のなかでどのような位置付けと意味合いを有するのか、考察を進めていきたい。

## 【注】

- (1) ただし第一一、一四、一七、二二の巻には編纂年の記載が無い。
- (2) 詞書きの本文は『定本 おもろさうし』(外間・波照間 二〇〇二)所収の『尚家本 おもろさうし』の影印、『校本 おもろさうし』(仲原・外間 一九六五)所収の仲吉本『おもろさうし』の影印により、『おもろさうし 日本思想大系18』(外間・西郷校注 一九七二・二四九)及び嘉手苺(一九八八・二七六)を参照して濁点を付し漢字を充てた。『おもろさうし』内のオモロの歌番号は、「巻番号―巻内の通し番号(全巻の通し番号)」として提示する。
- (3) ただし『女官御双紙』では「首里大君」と「勢能君」(せのきみ、「精ん君」にあたると考えられる)の間に「うわもり」「きみとよみ」「うしかけ」の三神女が記載される(神道大系編纂会編一九八二・八八―九二)。
- (4) 同表を修正した表2「君手摩り」儀礼「前段」「後段」のオモロの表現」を、本稿の末尾に掲げている。
- (5) 『おもろさうし』の本文は『定本 おもろさうし』(外間・波照間 二〇〇二)所収の『尚家本 おもろさうし』の影印によって記し、『校本 おもろさうし』(仲原・外間 一九六五)所収の仲吉本『おもろさうし』の影印、『おもろさうし』(上)(下)(外間校注 二〇〇〇)、『おもろさうし』(島村 二〇一二)を参照して、濁点を付し漢字を充てた。各節で繰り返される反復部と考えられる箇所には「」を付した。一二―四三(六九四)のオモロ本文の下端には、池宮(二〇〇八・三九―四〇)、島村(二〇一二・六二―六四)を参照して試みに訳を付した。



(6) 『校本 おもろさうし』頭注に「前句「おきやつめ」により「や」を補う」（仲原・外間 一九六五・四二七）とあり、これが『定本 おもろさうし』（外間・波照間 二〇〇二・四〇七）でも採用されている。本稿でも「おきやつめ」として「や」を補う。

(7) 例外として、第六―四三（三三三三）の君加那志のオモロに「いけな君」が出る例がある。なお、小山和行は、第六―四四（三三三四）が第二―八三（七三四）と重複することから、第六―四三（三三三三）と次の第六―四四（三三三四）の連続する二首のオモロは、嘉靖二八年（一五四九）の尚清王代の二度目の「君手摩りの百果報事」で謡われたのではないかと指摘している（小山 一九九二・三五〇）。第六―四三（三三三三）のオモロで着目されるのは、王府の高級神女としての君加那志だけでなく、首里三平等の「ノロ」である「首里杜親のろ」「金杜の親のろ」「西杜の親のろ」も謡われることである。これらのノロを謡いこむオモロは、第一二の「いろいろの遊びおもろ御双紙」中の君手摩りの詞書きがつくオモロには無い。詞書きが付されるオモロはあくまでも王府の高級神女の「君」のオモロに限定されるのかどうか、今後注意していきたい。

(8) 筆者は前稿まで、国王と神女が向き合って顔を見合わせることや、神女同士が向き合って聖なる言葉を取り交わすことについて、「対峙」という語で説明を行ってきたが（澤井 二〇二〇・二〇二一・二〇二二）、「対峙」には対立するもの同士のにらみ合いという意味が含まれる（松村ほか編 一九九三・七七二）。オモロに謡われる国王と神女、また神女同士が向き合う状態については、対立や敵対の間柄の者同士の対面を言

う「対峙」よりも、単に「対面」と言ったほうが良いかと考えるようになり、本稿では「対面」の語を用いる。

(9) 『校本 おもろさうし』頭注に「尚本（尚家本、引用者注）、仲本（仲吉本、引用者注）ともに、「かわちへ」を欠くが伊本（伊波本、引用者注）および次行の対句を参照し、四字を補う」（仲原・外間編 一九六五…四五三）とあり、これが『定本 おもろさうし』（外間・波照間 二〇〇二…四三三）でも採用されている。本稿でも「かわちへ」を補う。

(10) 第七―一九（三六三）のオモロにおいて、連続部で「儀礼準備」が謡われ、反復部で神女と国王の「対面」が繰り返し謡われることに関し、「君手摩り」のオモロでは区別されていた二種類の表現が一首のオモロのなかに対比的に、両者が際立つかたちで共に謡いこまれるものとなっていることについては、二〇二二年七月九日の「オモロ研究会」にて島村幸一氏からご指摘頂いた。

### 【参考文献】

池宮正治 二〇〇四「おもろの表現・適合調和する讃歌」『日本東洋文化論集』（10）、一―三五頁

二〇〇八「『おもろさうし』に見る神女祭祀―「きみてずりのももがほうご」と「神事を中心に」―」『神戸女子大学 古典芸能研究センター紀要』創刊号、三七―四七頁、神戸女子大学古典芸能研究センター

伊波普猷 一九七五「琉球史上に於ける武力と魔術との考察」（『琉球古今記』）『伊波普猷全集 第七卷』八五

一六八頁、平凡社

伊從勉 二〇一一「古琉球の首里城神女祭祀と聖域の盛衰」『建築史学』五六、二～四六頁

嘉手苅千鶴子 一九八八「『おもろさうし』神女考—詞書きをもつおもろよりみた—」『沖縄文化研究』

一四、二六七～三二八頁、法政大学沖縄文化研究所

国立国語研究所編 二〇〇一『沖縄語辞典』財務省印刷局

小島環禮 二〇〇〇「首里城—王権を讃える神々」谷川健一編『日本の神々—神社と聖地 第十三卷 南西諸

島』一三三～一六七頁、白水社

小山和行 一九九二「『おもろさうし』にみるオボツ神女集団…「さしふ」・「成り子」を中心に」『沖縄文化

研究』一九、三二三～三五五頁、法政大学沖縄文化研究所

澤井真代 二〇二〇「『おもろさうし』の「つゝ」—対峙する力—」『口承文芸研究』四三、七三～八六頁

二〇二一「『おもろさうし』の「声」—「詞書き」から捉える祭儀の段階—」『口承文芸研究』四四、一六四～

一七五頁

二〇二二「『おもろさうし』第七「はひのおもろ御さうし」の特質—「君手摩り」のオモロとの比較から—」

『立正大学人文科学研究所年報』五九、五三～七三頁

島村幸一 二〇一〇「『おもろさうし』と琉球文学」笠間書院

二〇二二「おもろさうし コレクション日本歌人選 056」笠間書院

- 二〇一五『おもしろさうし』選詳解Ⅱ』『立正大学文学部研究紀要』三一、一六一～一二三頁
- 二〇二〇『おもしろさうし』選詳解Ⅶ』『立正大学文学部研究紀要』三六、五三～一〇五頁
- 神道大系編纂会編 一九八二『神道大系 神社編五十二 沖繩』小島環禮校註、神道大系編纂会
- 仲原善忠 一九五七『おもしろ新釈』琉球文教図書
- 仲原善忠・外間守善編 一九六五『校本 おもしろさうし』角川書店
- 一九六七『おもしろさうし辞典・総索引』角川書店
- 平敷令治 一九八三『きみてづりのものもかほうごと』沖繩大百科事典刊行事務局編『沖繩大百科事典 上巻』  
八六三～四頁、沖繩タイムス社
- 外間守善校注 二〇〇〇『おもしろさうし』(下) 岩波書店
- 二〇〇四『おもしろさうし』(上) 岩波書店
- 外間守善・西郷信綱校注 一九七二『おもしろさうし 日本思想大系18』岩波書店
- 外間守善・玉城政美編 一九八〇『南島歌謡大成 I 沖繩篇 上』角川書店
- 外間守善・波照間永吉編 二〇〇二『定本 おもしろさうし』角川書店
- 松村明・山口明德・和田利政編 一九九三『旺文社 国語辞典 〔第八版〕』旺文社
- 横山重編 一九七二『琉球史料叢書 第四卷』東京美術

表2 「君手擦り」儀礼「前段」「後段」のオモロの表現

巻番号―巻内の通し番号 (全巻の通し番号) 詞書き の日付・時刻	「前段」「後段」のオモロの表現
一一―四三(六九四) 嘉靖廿四年(一五四五) 八月十九日 寅の時(午前四時)	一 聞得大君ぎや 末選びやり 降れわちへ (按司襲いしゆ 君ぎやせち 持ちよわれ) 鳴響む精高子が 真末願て 降れわちへ いけな君 揃へて 成り子神 集へて 又 年 八年 成るぎやめ おぼつ嶽 おきやつめ 又 吉日 八年 成るぎやめ かぐら嶽 おき(や)つめ 又 按司襲いが御言 君手擦り 間遠さ 又 王にせが御言 見物遊び 間遠さ 又 大ころ達 揃へて 守り合へ子達 集へて 又 君いきよい このめ 主使い このめ 又 使いて、よ知られ 御言て、よ知られ 又 赤口が 結い付き おぼつ嶽 鳴響で 又 按司襲いが御言 大君に撓て
一一―八二(七三三) 嘉靖廿八年(一五四九) 十月十三日 午の時(正午)	一 聞多君加那志 さしふ 降れ変わて 首里杜 降れわちへ (成さい子思いしよ 君相応て ちよわれ) 又 鳴響む君加那志 むつき 降れ直ちへ 真玉杜 降れわちへ 又 成さい子思い 按司襲い 見守てす 降れたれ 又 吾かかい撫で 按司襲い かい撫で、す 降れたれ 又 てるかはは 宣立て、 末尋めて 降れわちへ

<p>一 二一八三 (七三四)  (嘉靖廿八年 (二五四九)  十月十三日  午の時 (正午))</p>	<p>又 てるしのは 宣立て、 真末尋めて 降れわちへ  又 成さい子思い 按司襲い 首里杜ちよわちへ 大君に 撓わ</p> <p>一 聞多君加那志 いけな 成り変わて 首里杜降れわちへ  〔成さい子思いに 島が命 みおやせ〕  又 鳴響む君加那志 成り子 降れ変わちへ 真玉杜降れわちへ  又 さしふ五ころに 末尋めて 降れわちへ  又 むつき五ころに 見守てす 降れたれ  又 成さい子思い 按司襲い およりとて 降れわちへ  又 吾がかい撫で 按司襲い 見守てす 降れたれ  又 てるかはが 御差ししゆ 此さらに 降れわちへ</p>
<p>一 二一八四 (七三五)  萬曆六年 (二五七八)  十月十五日  時刻の記載無</p>	<p>一 聞得大君ぎや 末選びやり 降れわちへ  〔按司襲いしゆ 君誇て ちよわれ〕  又 鳴響む精高子が 真末願て 降れわちへ  又 いけな君 依り降ろちへ  又 成り子君 憑き降ろちへ  又 君々む 誇て  又 神々む 誇て  又 吾が守る 按司襲い 天が下 糸かけて ちよわれ  一 聞へ煽りやへや せち勝て 降れわちへ  〔世もつせち 按司襲いにみおやせ〕  又 鳴響む国守りや 気 添わて 降れわちへ  又 さしふ直さ 取りよわちへ おほつ嶽 おきつめ  又 きら直さ 取りよわちへ かぐら嶽 おきつめ  又 君手擦り 珍らしや せち勝て 降れわちへ</p>
<p>一 二一八五 (七三六)  (萬曆六年 (一五七八)  十月十五日)</p>	<p>又 吾が守る 按司襲い 天が下 糸かけて ちよわれ  一 聞へ煽りやへや せち勝て 降れわちへ  〔世もつせち 按司襲いにみおやせ〕  又 鳴響む国守りや 気 添わて 降れわちへ  又 さしふ直さ 取りよわちへ おほつ嶽 おきつめ  又 きら直さ 取りよわちへ かぐら嶽 おきつめ  又 君手擦り 珍らしや せち勝て 降れわちへ</p>

<p>一二一八八(七三九) 萬曆十五年(一五八七)年 十月十八日 申が時(午後四時)</p>	<p>又 又 見物遊び 珍らしや せぢ勝て 降れわちへ 按司襲いや 今からど せぢ勝て ちよわれ</p> <p>一 聞え精ん君ぎや 成り子 降れ相応て 〔成さい子思い王にせ せぢ勝て ちよわれ〕 鳴響む君鳴響みが いけな 降れ直ちへ 見物内の真庭に 遊で直ちへからは かわるめの真庭に 誇て直ちへからは さしふ五ころに 降れ直ちへからは むつき七ころに 見守てす降れたれ 首里杜ちよわる 吾が成さい子王にせ 末長く せぢ勝て ちよわれ</p>
<p>一二一八九(七四〇) 萬曆三十五年(一六〇七) 十月十日 丑の時(午前二時)</p>	<p>一 聞得大君ぎや さしふ 降れ直ちへ 〔按司襲いしよ 十百末 すへ勝て ちよわれ〕 鳴響む精高子が むつき 降れ相応て いけな君 集へて 成り子 揃へて 又 按司襲いぎや 御言 王にせが 御言 又 年 八年 成るぎやめ 吉日 八年 成るぎやめ 又 君手擦り 間遠さ 見物遊び 間遠さ 又 大ころ達 集へて もりやへ子達 揃へて 又 君いきよい 実に 有れ 神使い だに 有れ 又 赤口が 結い付き てだ神達 鳴響で 又 てるかはむ 誇て いちろ子む 誇て</p>

<p>一 二一九〇（七四一）      〔萬曆三十五年（六〇七）十月十日〕      丑の時（午前二時）</p>	<p>一 大君ぎや 守る てだが未按司襲い      〔天ぎや下 すへ勝て ちよわれ〕      又 精高子が 見守ろ 末勝る王にせ      又 御肝内の御さうぜや 明けとまに 譬へて      又 あよが内の御さうぜや 明け立ちに 譬へて      又 君ぎや世ねん げらへて 主ぎや世ねん げらへて      又 雲子橋 掛けわちへ 見物橋 掛けわちへ      又 浦添に ちよわちへ 世の頂に ちよわ(ち)へ      又 威部の祈り 召しよわちへ 司祈り 召しよわちへ      又 司数 誇りよわちへ あぬし数 誇りよわちへ      又 てるかはむ 誇りよわちへ いちろこむ 誇りよわちへ</p>
<p>一 二一九一（七四二）      〔萬曆三十五年（六〇七）十月十日〕      丑の時（午前二時）</p>	<p>一 聞こゑ煽りやへや 君ぎや末 降れわちへ      〔按司襲いに おほつ鳴響む 君ぎやせち みおやせ〕      又 鳴響む国守りや 真末願て 降れわちへ      又 てだが未按司襲い 末勝る王にせ      又 おほつせち 有らぎやめ 君ぎやせち 有らぎやめ      又 天ぎや下 襲て 首里杜 相応よわ</p>
<p>一 二一四四（六九五）      嘉靖廿四年（一五四五）      八月二十五日      午の時（正午）</p>	<p>一 聞得大君ぎや 鳴響む精高子が      〔さしふ 降れ直ちへ〕      又 おほつ吉日 取りよわちへ 大鳥きら 直ちへ      又 かぐら吉日 取りよわちへ たきよりきら 直ちへ      又 按司襲いが御言 王にせが御言      又 大きみは宣立て、君々は宣立て、</p>



	<p>又 あまこ合わちへ 拝ま 御顔合わちへ 手擦ら  又 赤口か 結い付こ せらちへんに 鳴響で  又 げらへ <u>大ころ達</u> 按司襲いに よ知られ  又 君々も誇て 主々も誇て</p>
<p>一一一八一（七三二）  嘉靖廿八年（一五四九）  十月二十一日  時刻の記載無</p>	<p>一 聞得大君ぎや おぼつせぢ 降ろちへ  〔按司襲いよ見守て 君々や おぼつより帰ら〕  又 鳴響む精高子が かぐらせぢ 降ろちへ  又 聞え按司襲いや 君よ 誇りよわちへ  又 鳴響む王にせが 神このみしよわちへ  又 よか七日遊で あまこ合わちへからは  又 吉日七日遊で 御顔合わちへからは  又 君々む誇て <u>見物遊び</u> 珍らしや</p>
<p>一一一八六（七三七）  萬曆六年（一五七八）  十月十九日  時刻の記載無</p>	<p>一 聞え差笠が 末 尋めて 降れわちへ  〔きらの数 按司襲い 守ら〕  又 鳴響む大君ぎや 真末 願て 降れわちへ  又 聞得大君ちよ <u>十声</u> 遣り（交わちへ）  又 鳴響む精高子と 糸りちよ 遣り交わちへ  又 按司襲いと 十百末 君相応て ちよわれ</p>
<p>一一一八七（七三八）  （萬曆六年（一五七八）  十月十九日）</p>	<p>又 首里大君ぎや さしふ選で 降れわちへ  〔嶋が命 按司襲いのみおやせ〕  又 鳴響む国襲いぎや さしふ 降れ直ちへ  又 おぼつ吉日 取りよわちへ 首里杜 降れわちへ  又 かぐらさら 直ちへ 真玉杜 降れわちへ  又 今からと 按司襲いや 雲子色 照りや揚がてちよわる</p>

<p>一一一九二(七四三) 萬曆三十五年(二六〇七) 十月十五日 丑の時(午前二時)</p>	<p>一 聞多差笠が さしふ 降れ変わて 〔十百年の 世添うせち 按司襲いにみおやせ〕 又 鳴響む差笠が むつき 降れ直ちへ 又 けおの内は 押し開けて 首里杜 降れわちへ 又 もちろ内は つき開けて 真玉杜 降れわちへ 又 按司襲いよ 誇て 貴み子よ 誇て 一 首里大君ぎや 首里杜 降れわちへ 〔按司襲いしよ せち勝て ちよわれ〕 又 鳴響む国襲いぎや 真玉杜 降れわちへ 又 按司襲いぎや おより 王にせが おより 又 さらの数 降れわちへ 吉日の数 降れわちへ 又 降れら数 見守ら 遊ば数 見守ら</p>
<p>一一一九三(七四四) 〔萬曆三十五年(二六〇七) 十月十五日 丑の時(午前二時)〕</p>	<p>一 聞多精ん君ぎや 末 尋まいて 降れわちへ 〔按司襲いに 島が命 みおやせ〕 又 鳴響む君鳴響みぎや 真末 願て 降れわちへ 又 あまみやから すへの君やれは 又 しねりやから 相手君やれは 又 さしふ五ころに 見守てす 降れたれ 又 むつき七ころに かい撫で、す 降れたれ 又 大君ぎや 御さうぜ てるかは、 宣立て、</p>
<p>一一一九四(七四五) 〔萬曆三十五年(二六〇七) 十月十五日 丑の時(午前二時)〕</p>	<p>一 聞多精ん君ぎや 末 尋まいて 降れわちへ 〔按司襲いに 島が命 みおやせ〕 又 鳴響む君鳴響みぎや 真末 願て 降れわちへ 又 あまみやから すへの君やれは 又 しねりやから 相手君やれは 又 さしふ五ころに 見守てす 降れたれ 又 むつき七ころに かい撫で、す 降れたれ 又 大君ぎや 御さうぜ てるかは、 宣立て、</p>

※ 前段に八例中六例が出る「御言」、三例中二例が出る「ころ達」、五例中四例が出る「てるかは」、四例中三例が出る「見物遊び」には囲み線を付している。表中、括弧に括った日付の付されるオモロは、当該オモロに詞書きの記載は無いものの、連続するオモロに一つの詞書きがかかっていると判断したものである。オモロの各節で繰り返される反復部と考えられる箇所は「( )」で括って示している。

一一四三(六九四) 第五節、一一八六(七三七) 第三節、一一九〇(七四二) 第七節では、「定本 おもろさう」と同様の見解のもとに尚家本の欠字を補った箇所を( )に括って示している。